

## 平成28年第9回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

平成28年12月8日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

### ○出席議員（10名）

1番 村田定人君	2番 金木直文君
3番 阿部和也君	4番 船本秀雄君
5番 小寺光一君	6番 熊谷俊幸君
7番 平山美知子君	9番 逢坂照雄君
10番 寺沢孝毅君	11番 森 淳君

### ○欠席議員（1名）

8番 磯野 直君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井久晃君
副町長	江良 貢君
教育長	山口芳徳君
教育委員会委員長	森 弘子君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	高見忠芳君
会計管理者	湊 正子君
総務課長	飯作昌巳君
総務課	金子伸二君
電算共同化推進室長	伊藤雅紀君
総務課総務係長	門間 憲一君
総務課職員係長	酒井峰高君
地域振興課長	木村和美君
地域振興課主幹	
地域振興課	



事務局長 飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 井上 顕君

総務係長 清水 聡志君

書記 土清水 彬君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成28年第9回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成28年第9回羽幌町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、師走に入り、何かとご多用の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

今年も残りわずかとなりましたが、1年を少し振り返ってみますと、我が国の経済はこのところ弱さは見られるものの緩やかな回復基調が続いております。先行きについても雇用、所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあり、緩やかな回復に向かうものと期待されていると言われておりますが、イギリスのEU離脱問題やアメリカの大統領選挙など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動により我が国の景気が下押しされるリスクとなっております。また、北海道地域においても雇用情勢は改善し、個人消費についても緩やかな持ち直しの動きの中、景気については一部に弱い動きが見られるものの回復基調が続いていると言われておりますが、我が町を初め地方においてはなかなか感じられない状況にあります。こうした中、建築物及びインフラ施設の総合的な管理計画策定の機運の高まりにより、公共施設の現状の把握とその適切な維持管理を行うとして、平成26年より進めておりました公共施設マネジメント計画を本年11月に策定したところであります。今後においては、本計画とあわせて策定しております中長期財政推計とともに、適切な財政管理のもと効率的かつ効果的な施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、本年1月より北海道日本ハムファイターズが実施する北海道179市町村応援大使事業の応援市町村として、武田勝投手と白村明弘投手の応援大使のもと本町が決定され、両大使による観光PRなどにご協力いただいたところであります。5月に札幌ドームで開催された第7回なまらうまいっしょ！グランプリでの甘エビのPRや町民多数の参加により実施した9月の応援観戦ツアー、また11月には両大使による羽幌小学校への訪問と中央公民館でのトークイベントの実施など、本町におけるまちづくりとまちおこしに寄与していただいたものであります。北海道日本ハムファイターズにおかれましては、2016年シーズンのリーグ優勝と日本シリーズでの優勝に輝かれており、本町にとりましてこのような年に応援大使の市町村としてかかわられましたことから、この事業をきっかけとして本町の魅力をさらに発信し、多くの方に町に訪れていただき、

地域の振興発展が図られることを期待しているところであります。

次に、基幹産業であります。農業は6月に曇天が続き、日照時間が平年を下回った時期がありましたが、7月には天候も回復し、8月上旬には高温多照となり、台風の影響による風害も一部ありましたが、農作物全体においては平年並みの収量となったところであります。水稲は、品質、収量ともに平年並みとなり、いもち病などの水稲病害虫の被害についても少ない状況となっております。麦は、受粉不良による生育不良が多かった昨年と比べますと粒はやや大き目となり、品質も回復いたしましたことから、全体収量においても昨年より作柄は良好となっております。大豆は、6月の低温により生育がおくれた状況にありましたが、8月の好天により生育の回復が見られ、秋の強風においても葉落ちは少なく、収量は平年並みとなり、品質についても昨年と比べ一回り大きくなっております。なお、漁業につきましては、この後の行政報告において詳しくご説明申し上げます。

さて、本定例議会に提案いたしております案件は、監査報告1件、議案として条例案4件、28年度各会計補正予算案2件、同意として教育委員の任命1件、諮問として人権擁護委員の推薦1件の合わせて9件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

#### ◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿 部 和 也 君                      4番 船 本 秀 雄 君  
を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

12月1日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、熊谷俊幸君。

○議会運営委員会委員長（熊谷俊幸君） 報告します。

12月1日、議会運営委員会を開催いたし、今定例議会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

定例会における提出案件は、報告1件、議案6件、同意1件、諮問1件、発議2件、意見案3件、都合14件、加えて一般質問3名5件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、定例会の会期は本日から9日までの2日間と決定いた

しました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、一般質問の審議をもって終了といたします。明9日は、報告、一般議案、補正予算、同意、諮問、発議、意見案の審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から12月9日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月9日までの2日間と決定いたしました。

#### ◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の遅刻届け出は、8番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成28年度8月分から10月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事項について委員長から調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、金木直文君。

○総務産業常任委員会委員長（金木直文君）

平成28年12月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会  
委員長 金 木 直 文

#### 所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成28年 9月30日

町有林及び羽幌二股ダムの現状について

平成28年10月13日

除排雪業務について

平成28年10月17～21日

安全・安心なまちづくり及び役場新庁舎建設の取り組み（道外行政視察）

平成28年11月14日

(1) 農業委員会等に関する法律の改正について

(2) 投票区の変更について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告とします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることといたします。

以上です。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会副委員長、小寺光一君。

○文教厚生常任委員会副委員長（小寺光一君）

平成28年12月 8日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会  
委員長 磯野 直

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成28年10月 6日

(1) 空き家対策について

(2) 社会福祉、児童福祉について

平成28年10月25日

(1) 羽幌小学校新校舎建設状況について

(2) 公民館と武道館の建て替えについて

平成28年10月26日

介護保険制度について

平成28年11月25日

(1) 羽幌保育園について

(2) 羽幌町環境基本計画について

平成28年11月30日

- (1) 高速船運賃3割引事業実績について
- (2) 宮坂デパート非常階段への緊急対応について
- (3) 道立羽幌病院山側へのバス待合所の設置について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条の規定による記録を別途作成しおさめ、これにかえることとします。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（森 淳君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成28年12月定例会行政報告。

羽幌町の漁業の水揚げ状況についてご説明を申し上げます。北るもい漁業協同組合の販売取り扱い高は、本年11月末の時点で約57億7,900万円と前年同月と比較して8億8,800万円余り増加し、年間事業計画であります52億円を既に達成しており、漁業者各位のご努力と関係機関のご協力により達成されたものと敬意を表したいと存じます。漁獲量及び魚価を前年と比較いたしますと、カレイ類、ホタテ、タコ、ヤリイカなどで漁獲量がふえている状況にあり、特にヤリイカは二十数年ぶりに大幅な増となっております。また、エビ、ウニ、ナマコなどについては、漁獲量は減少し、特にエビについては年初めからの減少により11月末時点において前年比で約35%減となっております。次に、魚価であります、多くの魚種で上昇し、特に漁獲量が減少しているエビで約21%、ウニで約16%の大幅な増となっております。ナマコは、前年まで1キログラム当たり4,000円台の浜値をつけておりましたが、今年は1キロ当たり3,000円台であり、前年比で約22%の大幅な減となっております。次に、町内の状況であります、羽幌本所の総漁獲量及び販売取り扱い高は、前年に比較して38トンの減、約2億2,100万円余りの減となっており、年間販売取り扱い計画額21億2,000万円に対し約20億6,000万円であり、11月段階での計画達成とはなりません。天売支所におきましては、同じく前年に比較して95トンの増、約2,610万円の増となっており、年間販売取り扱い計画額3億5,000万円に対し約3億8,700万円であり、既に計画を達成しているところであります。焼尻支所におきましては、同じく前年に比較して76トンの増、約3,370万円の増となっており、年間販売取り扱い計画額2億8,500万円に対し約3億4,600万円であり、こちらについても既に計画を達成しているところであります。

次に、地区ごとの主要魚種の漁獲量と魚価、販売取り扱い高の動向を昨年と比較いた

しますと、羽幌本所はエビの漁獲量は244トンの減、魚価高であります、約2億2,000万円の減、カレイ類は38トンの漁獲量増、魚価安であります、約940万円の増、ホタテ稚貝は56トンの漁獲量増、魚価安であります、約1,600万円の増、ホタテ成貝は141トンの漁獲量増、魚価高となり、約8,700万円の増、タコは55トンの漁獲量増、魚価高となり、約2,790万円の増、サケは54トンの漁獲量減、魚価高であります、約1,080万円の減、ナマコは昨年同様の漁獲量であります、魚価安となり、約1億2,190万円の減となっております。天売支所は、カレイ類の漁獲量は8トンの増、魚価安であります、約150万円の増、ホタテ稚貝は118トンの漁獲量減、魚価安となり、約3,190万円の減、ホタテ成貝は64トンの漁獲量増、魚価高となり、約4,290万円の増、タコは89トンの漁獲量増、魚価安であります、約2,690万円の増、ヤリイカは47トンの漁獲量増、魚価安であります、約3,780万円の増、ウニは22トンの漁獲量減、魚価高であります、約1,520万円の減、ナマコは12トンの漁獲量減、魚価安となり、約5,830万円の減、タラは38トンの漁獲量増、魚価高となり、約1,650万円の増となっております。焼尻支所は、ホタテ稚貝の漁獲量は9トンの増、魚価高となり、約390万円の増、ホタテ成貝は6トンの漁獲量減、魚価高となり、約360万円の増、タコは38トンの漁獲量増、魚価安であります、約1,530万円の増、ヤリイカは36トンの漁獲量増、魚価安であります、約2,860万円の増、ウニは5トンの漁獲量減、魚価高となり、約55万円の増、ナマコは昨年同様の漁獲量であります、魚価安となり、約2,830万円の減となっております。

以上、年間販売取り扱い計画額及び前年実績を比較した状況についてご報告申し上げましたが、本年は多くの魚種で魚価の上昇が見られますが、その反面多くの魚種で漁獲量は減少しておりますので、今後の予測ができない状況にあります。また、本年もトドやアザラシの来遊時期が来ており、ますます厳しさが増す漁業情勢ではあります、一日も早く世界経済が不安を解消し、国内経済が安定することを望み、年末の魚価上昇と大漁を願っております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。4番、船本秀雄君、1番、村田定人君、2番、金木直文君、以上3名であります。

最初に、4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） それでは、私から2件質問をいたします。

1件目は、民間運営のグループホームオープンに係る行政のかかわりと支援施策についてであります。本年度執行方針で高齢者が安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、第6期介護保険事業計画の目標としてグループホームなどのサービス供給体制を充実させる方針が示され、現在民間運営によるグループホームが建設中であります。平成29年4月オープンの予定とのことでありますが、既に多くの入居希望者がオープンを楽しみにしていると伺いました。そこで、民間運営のグループホームに行政としてのかかわりと支援施策等について以下質問をいたします。

1、施設の建設から完成までの補助申請、補助金の交付の流れと行政がどの程度の内容までかかわれるのか。

2、入居者の利用料は、おおよそ月額10万から13万円程度と聞いておりますが、この金額では国民年金受給者の収入では入居できません。公的施設、特別養護老人ホームは、所得に応じての利用料となりますが、民間運営ではやむを得ないと思うものの、既存の施設、有料老人ホーム、グループホームを含め高齢者が公平に入居し、住みなれた町で安心して暮らせるよう民間施設や入居者に対し支援施策が急務であると考えますが、いかがお考えか伺います。

2件目は、高齢者福祉対策、住環境整備についてであります。高齢化社会の進行が進む中、本町の高齢化率は約40%、特に焼尻島は約55%、留萌管内では上から2番目、道内の市町村でも上から30番目となっており、今後も介護予防、医療、福祉サービスの向上が求められます。また、ひとり暮らしの65歳以上の高齢者も急増し、我が町のひとり暮らしも約900名となっており、今後も上昇が見込まれます。今年に入り、公営住宅で3名のひとり暮らしの高齢者が孤立死されております。つい最近もひとり暮らしをしていた俳優の平幹二郎さんが自宅の浴室で倒れ、82歳で死去し、独居のシニアの存在を印象づけました。また、この11月、12月にかけ、ひとり暮らしの4名の高齢者が留萌市、旭川市、札幌市のサービスつき高齢者向け住宅、サ高住へ入居されました。厳冬期の生活が厳しいためひとり暮らしに自信がないなどの理由から、元気なうちに町を離れる高齢者がふえ、このままでは我が町の65歳以上の高齢者までが減少に転じ、究極の過疎が進むと思考することから、流出に歯どめをかける対策として高齢者の住環境整備が急務であると考え、以下について質問します。

1、健康な高齢者の流出を食いとめ、住みなれた町で少しでも長く住んでもらうにはどのような住環境整備が必要とお考えか。

2、ひとり暮らし高齢者や高齢の夫婦が安心して暮らせる住まいづくりを目指し、国が2011年10月より制度をスタートしたサービスつき高齢者向け住宅、サ高住は、全国で普及が進んでおります。2017年3月までの5年間に建設することが条件であります。その後も時限立法で延長すると情報を得ておりますので、我が町に必要な公的施設、民間施設誘致を含め早急に検討すべきと考えますが、いかがお考えか伺います。

以上でございます。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 船本議員のご質問 1 件目、民間運営のグループホームオープンに係る行政のかかわりと支援施策などについてをお答えいたします。

1 点目の施設建設に係る補助金交付の流れと行政のかかわりについてであります。本年 4 月 1 日付で北海道に地域密着型サービス施設等整備計画書を提出し、5 月に内示を受けております。6 月には補助申請を行い、8 月に決定通知がありましたことから、その後事業者からの補助申請を受け、決定しているところであります。今後は建物が完成し、開設用設備備品の整備が完了した後、北海道と精算手続の協議を進めるものとしております。

また、行政のかかわりについてであります。施設整備完了後、事業者より施設開設に係る許認可の届け出を受ける予定でありますことから、この段階において基本的な居室面積や施設の設備、人員配置などが国の基準を満たしているかの確認を行うものとなります。なお、運営については、民間事業者であることを考えますと、町は特段の事案が起こらない限り年 1 回の運営監査と 6 年ごとの認可更新についてかかわっていくこととなります。

2 点目の施設入居者への支援施策についてであります。特別養護老人ホームは平成 12 年に介護保険法が始まって以降、所得段階に応じた制度から現在のグループホームと同様に介護度ごとのサービス利用料へと移行をしております。経過措置などにより食費、居住費及びサービス料の一部については、所得に応じた特定入所者介護サービス費の助成と介護サービス利用者負担軽減事業を国の負担金や補助金を活用し実施しており、町といたしましても平成 27 年度は約 850 万円の負担をしているところであります。

次に、現在の入居者の状況であります。特別養護老人ホームや有料老人ホームを見ましても国民年金の受給者は多いと思われま。平成 27 年度の国民年金老齢基礎年金の満額は 78 万 100 円で、月額にいたしますと 6 万 5,000 円程度となり、施設に入居する費用としては不足しているものと思われま。貯蓄の取り崩しやご家族の支援などにより入居されているのが現状のようであります。これらの施設などへの入居に係る支援策を考えたとき、長期間にわたり継続的な支援が必要となること、また厚生労働省と国土交通省では特別養護老人ホームやグループホーム、サービスつき高齢者向け住宅などの居住系施設の増設方針を打ち出しておりますことから、施設などへの入居者が右肩上がりに増加傾向をたどるとの想定を踏まえ、課題ではありますものの町財政への負担を考えますと支援施策の導入は非常に難しいと考えております。

次に、ご質問 2 件目、高齢者の福祉対策（住環境整備）についてお答えいたします。1 点目の高齢者への住環境整備の考えについてと 2 点目の高齢者の住まいに対する考えについてであります。内容が関連いたしますので、あわせて答弁をさせていただきます。

高齢者となっても住みなれた町、住みなれた家で少しでも長く暮らし続けたいと思

いがあることは承知しております。一方で、札幌市や旭川市などのサービスつき高齢者向け住宅や有料老人ホーム、グループホームなどに入居するために転出される方がふえていることも事実であります。このことから、町では住環境の整備について介護保険制度に基づく福祉用具のレンタルや購入、また住宅改修への支援を行っておりますが、今後においてもこれらの制度が有効に活用され、高齢者にとりまして暮らしやすい環境づくりの一助となるよう保健師や介護支援専門員などを初め、関係課一体となって努めてまいります。

また、公的施設、民間施設の誘致などの検討をすべきとのことではありますが、さきに公募いたしましたグループホームの建設では応募が1社のみという状況でありましたことから、現実には非常に厳しいと考えております。地域は高齢化が進み、独居や高齢者のみの世帯が多いのも事実であり、サービスつき高齢者向け住宅など多様な居住系施設へのニーズがないとは考えておりませんが、平成32年ころを境に高齢者人口自体が減少していくと推計をしております。羽幌町は、管内平均の倍の定員を有する特別養護老人ホームを持ち、さらには第6期介護保険事業計画により新たなグループホームも建設中でありますことから、安易に施設をふやすことは将来の町民負担や介護保険料の増加にもつながりかねないことから、現在のニーズとの兼ね合いを慎重に検討すべきと考えております。

以上、船本議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の施設の建設から補助申請等の流れと行政のかかわりについての答弁をいただきましたが、行政が整備計画、補助申請、決定、完了後には北海道と精算手続の協議と、多岐にわたっての行政のかかわりが出てきているのだなということが初めて私にはわかりました。町の補助金は一切ない、上乘せがないわけではありますが、普通一般的には町の補助金が一部上乘せした場合には町を通るようなケースは私も現職時代から見えておりましたけれども、余りこういうケースというのはないのかなど。だけれども、国の制度でこういうようなやり方をやらせているということは、町村にそれだけ責任を持たせているのだということであろうと思います。答弁書の中にそういう監査だとかなんとかをやらなければならないのだということは書いてありますけれども、それだけに責任を負わされているのだということがわかりました。

また、運営について特段の事案がない限り年1回の運営監査と6年ごとの認可更新をするのだということでもありますけれども、この特段の事案というのはどのようなことを想定されていますか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） お答えをいたします。

想定されるようなものといたしましては、例えば人員配置が適正に配置をされていない状況が見受けられるですとか、最近顕著なものでは虐待の事案であるですとか事故の事案であるですとかという体制の問題と、あと設備の問題というようなことになりうかと思われまます。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） わかりました。

それで、年1回の運営監査というのは、どういう方がどういう内容を監査されますか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） お答えをいたします。

羽幌町では、羽幌町地域密着型サービス事業者指導及び監査要綱というものを設けております。これによりまして町の担当職員が年1回の監査を行うこととしております。

以上です。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 監査は、どういう方がどういうふうに行うかということでお聞きしまして、今お答えをいただきましたが、どういう内容を監査されるのか。監査ですから、しゃべれない部分は結構です。説明できる部分だけでも結構ですから、どういうふうな内容をやられるのか教えてください。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） お答えをいたします。

サービス計画に基づいてきちっと執行されているのかという状況ですとか、それから苦情への対応をどのように処理をしているのか、あるいは防災の体制というのを避難訓練等をきちっと行っているのかという計画に基づいた内容がきちっと行われているかどうかの監査を行っていくということになります。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 会計上の監査というのはやらないのでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） その監査の中では、会計上のものというものは特に監査する対象とはなっておりません。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 既存の高齢者の施設ございます。特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホームと既存のものがありますけれども、これも町のほうで監査を実施されているのですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） グループホームは、地域密着という形でやっておりますので、羽幌町がグループホームに関してはほかのグループホームも年1回の監査を行っております。ただ、有料老人ホームにつきましては、道の指定を受けておりますので、道の監査を受けております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 今高齢者の各施設で非常に事故、事件が起きているのはご存じだと思います。ですから、ひとつこの監査については、決められた部分しかありませんけれども、今以上に監査の強化を図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 今までも監査はきちっと行っておりますし、今後もそのように続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） ちょっときつい言い方もわかりませんが、私が今質問しているのは、こういう事故も事件も起きているのだと。だから、今まではきちっとやっているのは十分理解できます。そこで、今以上にしっかりと強化してやっていきたいというお答えをいただければと思いますが、いかがですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 今以上にということがどのようなことを指すのかちょっと理解できる場所ではないのですけれども、行政といたしましては決められたことをきちっと監査をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） ちょっと意見が合わなかったのかなと思っております。一般的には行政の場合、普通やっているのです。みんな一生懸命やってくれているのです。だけれども、気持ちの中で今以上に頑張ってしっかりと今まで以上に厳しくとか、厳しくと言ったらちょっと語弊あるかもわかりませんが、それなりにしっかりとやっていくよという私意思を見せてほしかったという、残念でありますけれども、これ以上は言いません。これ以上言いますと何かいじめに聞こえますので、私はそれ以上は言いません。

それでは次に、2点目の施設入所者の支援施策についてでありますけれども、特別養護老人ホーム、それからグループホームは介護度ごとのサービスの利用料と食費、居住費、サービス費の一部については所得に応じた補助金云々とお答えをいただきましたが、そうしますと特別養護老人ホームとグループホームの入居料というのは同じ金額で入居

できると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康支援課介護保険係長、金丸貴典君。

○健康支援課介護保険係長（金丸貴典君） 説明させていただきます。

特別養護老人ホームとグループホームでは、国が定める介護報酬の単価、単位が違っておきますので、それに基づいて入居サービス料が決まっていきますので、入居料自体はそれぞれの施設で違うというような状況になっております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 答弁書の中で、特別養護老人ホームは平成12年に介護保険法が始まって以降、所得段階に応じた制度から現在のグループホームと同様に介護度と介護度ごとのサービス利用料へと移行しているのだと。それから、経過措置によって食費、居住費及びサービス費の一部については、所得に応じた特定入所者介護サービスの助成と介護サービス利用者負担軽減事業を国の負担金や補助金を活用して実施しているのだと。それに町では850万の負担をしていると、こういう表現をされておるわけでありまして、グループホームと同様に同じ金額で私はその所得によって入れるのかなとちょっと勘違いしました。今お聞きしましたら違うのだということですので、その部分についてはわかりましたので、もし同じだということであれば私は今ここで質問させていただきたかったのは、国民年金、今、年間78万100円ということで町長から先ほどお答えをいただきましたけれども、こういう人たちが介護度にもよりますけれども、それでは今特別養護老人ホームに入居する場合、グループホームに入居する場合、年金でどのくらいの金額で入れるのか。もしすぐ出せれば、概算で結構ですので、教えてくださいなと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時54分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 特老のほうの資料持ってきておりませんので、現在のグループホームの状況ですと、大体要支援2から要介護5までの間で10万から11万

ちょっとぐらいの幅の人たちが入れるというふうになっております。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） わかりました。

それでは次に、年金受給者が入居費用としての不足分については、貯金の取り崩し、あるいは家族の支援を受けているのが現状なのだとご答弁をいただきましたけれども、私はこういう方々には心配していないのです。これ以外の方々が大変心配しているのだということで質問したわけですが、そういう困るという方の相談というのは今までにありましたか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） お答えをいたします。

そういう相談があるかという具体的な例はちょっと今思いつかないのですけれども、お金に困っている方はいらっしゃると思います。ただ、その中でどのようなサービスが必要で、どういうところが考えられるのかというところは、ケアマネジャーを含めまして個別に検討の会議を持っております。その中で、でき得る対応をとということをしているのが現状であります。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） わかったような、わからないような部分もありますけれども、本当に困っている方がたくさんいらっしゃるのです。先ほども質問でも申し上げましたけれども、ひとり暮らしの方が約900名、898名ですか、いらっしゃる中で、今特別養護老人ホームは120名、110名ですか。あと、グループホームなり、有料老人ホームは定数が少ないわけですから、本当の何ぼもないような数字であります。ですから、私はこういう方々、現状を説明、答弁されたと思うのですけれども、本当に貯金ある、子供たちが親を扶養するというような、支援するよという人たちだけであれば何も心配しなくてもいいのですけれども、子供たちは子供たちなりに自分たちの子供を育ててお金もかかっている時代だと。貯金も余りなかったと。若いときに、公務員でもないし、実際に私は言われました。今うちを建てるのは公務員だと。そんなことも言われましたけれども、私は私で勤労者として働いてお金をもらったわけですから、それに対してはどうかの私は考える考えはありませんけれども、本当に困っている人がたくさんいます。ですから、一般質問の答弁をずっと見ましても、私は年に1回やるか、やらないかのレベルです。そのときに私いつも考えるのですが、その職員によっては現場のことをよく考えて答弁されている方、あるいは行政サイドで、行政からの考え方だけで、上から目線とは申しませんが、そんな表現で書いている方もいらっしゃいます。ぜひ現場へ足を運び、また民生委員もいらっしゃるわけですから、そういう方々の実態を、実際のことを目で見ていただきたいことをお願いしたいと思っております。今厚労省、国交省も居住系施設の増設方針を打ち出しております。そして、全道、全国どんどん進んでいます。どうかひとつ十分これをご理解をいただいて、検討いただければなど

思っております。

それで、次に行きますけれども、今新しいグループホームができます。大変歓迎しているところでもありますけれども、この募集、入居までの決定は、これは町がかかわりますか、かかわりませんか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 入居者の募集につきましては、事業者が行うこととなりますので、町は関与しておりません。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） それでは次に、高齢者福祉対策、住環境の整備についての再質問をいたします。

ご答弁では高齢者の思いが十分に理解されているようでもありますけれども、一步踏み込んで高齢者の住環境整備に何か検討しよう、何か工夫をしようということが私には伝わってこない。質問の中でも説明しましたが、我が町には現在ひとり暮らしが900名、そしてひとり暮らしの高齢者が3名がお亡くなりになったと。悲しい出来事があります。ご答弁では、平成32年ころを境に高齢者人口が減少していくとお答えをいただきましたけれども、推計をしているという表現をされておりましたけれども、平成32年といいますとこの後4年後になります、今28年ですから。総人口は減少はしますけれども、高齢者人口は増加すると考えております。国の将来推計でも、これは新しい統計上ですけれども、全国のひとり暮らしの高齢者は2010年には479万人だったのがこれから20年、2035年には762万人に達する見込みなのだということを発表されております。私この答弁を見て、町はサ高住を建設しても余り需要がないのではないかなと心配しているのかと思っています、この表現であれば。ここで私ご提案をさせていただきます。65歳以上の高齢者、高齢者夫婦に対してサ高住の必要性についてのアンケート調査を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 現段階でその必要性があるかどうかというところはちょっと難しいのですけれども、おっしゃいますようにもしそういうところのニーズがどの程度あるかということの把握が必要であるということでありましたら、次年度、次の計画のニーズ調査を行う予定となっておりますので、その中に町の独自のアンケート調査という形で盛り込んでいきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） それはいつになるのですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 今6期の計画が来年度で終了になる予定で、30年度からの7期の計画をつくるためのニーズ調査を29年度に行います。ですので、その中で、時期としては早い時期、年度が始まったらすぐ始めて、集計をして計画策定までに

持っていかないとはいけませんので、夏ぐらいまでにはアンケート調査を行うこととなると思います。その中に、国で決められた調査はニーズ調査としてはしなければいけないのですけれども、町の独自の必要な事項についても調査できるということになっておりますので、その項目に加えるということは可能かと思えます。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） お答えの中で、誰が見てもこれはちょっとサ高住建設しても需要が余らないのではないかなというようにとれる文章ではないかなと私は思っています。それで、今更科課長が申しあげましたとおり、そのとおりであればいいのですけれども、これだけの高齢者がいる。さらに減るとは言っていますけれども、私は4年後はまだまだふえると思っています。ですから、できるだけ早く検討するなりなんなりしていただきたいと思うのですが、最後に町長から一言お願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） サービスつき高齢者住宅につきましては、道立羽幌病院の4階の利用について道からも打診を受けたことがございまして、検討をしたわけでございますが、いろいろと助言をいただきますと当然羽幌町、それから苫前町、初山別村と中部3町村の中では需要といいますか、それを見込んで合わないだろうということは大方の方の意見でございました。そんな関係で、今船本議員からも調査の要請というふうに受けましたので、課長から申しあげましたとおり、7期に向けての調査の中に町でも調査を織り込めるということでございますので、その中に織り込んで調査をしたいと、アンケートをとりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 町長からそういう道立病院のお話も出ました。それで、私ここで道内のサ高住、相当普及しておりますけれども、その中で特に参考例となるかなということをご披露させていただきます。

まず最初に、北海道では奈井江町、ご存じだと思うのですけれども、奈井江町は町立病院を持っております。そして、この中の3階部分に単身者向け7室、夫婦向け9室のサ高住を整備し、今年の11月に完成したのではないかなと思っております。そして、これは改修費7,000万を見込んでおりまして、この町立病院は年間7,000万の赤字でありました。このサ高住をやることによって、人件費の圧縮などによって3,000万に減るだろうという期待をしておりますし、北海道の地域医療課ではこういうことによって住まいの充実するのは不可欠だと。ほかの自治体の先例になってほしいという北海道もコメントも出しております。ぜひひとつこれも参考にさせていただきたい。町長、ぜひ奈井江町に視察に行ってくださいと思います。

それから、もう少ししゃべらせてください。それから、音威子府、これは村です。音威子府では診療所と保健センターと廊下で結んで、そういう大きな建物を建てたのですけれども、この音威子府の年間の予算といたら21億です。そして、今回、全部サ高

住ではないのですけれども、診療所からそういう保健センター含めてサ高住を入れて7億の金額でやっています。そして、サ高住の国の補助は、国交省の補助はもらわないのだと。これは村ですし、年間相当の雪が多い豪雪でもありますから、それから過疎にもなっていますから、過疎債か何かのあれを使うのかなと思っています。21億の予算の村が7億をかけてやるというのはすごいことだなと思っています。ぜひこれもひとつ町長見ていただければなと思っています。

それから、11月、12月にかけて留萌で留萌の業者、増毛の業者がサ高住を建設されました。オープンされております。

それから、これはぜひ町長に担当課長を連れていって来てほしいのですが、行って視察してほしいのですが、オランダなのです。オランダにぜひ行ってほしい。副町長と2人で行くのなら2人行って来てほしいのですけれども、評論家の松原惇子さんという方が講演されました。これ札幌でやったと思うのですけれども、今年なのです。今年の10月ごろだと思うのです。そのオランダというのは、そこで人間はものを食べられなくなったら終わりなのだ。日本のように胃瘻をしながらということはないのです。これは、日本とオランダと文化も違いますから、これはこれでいいのですけれども、個人を尊重して、高齢者自体をその人を幸せかどうかということを非常に大事にしているところだと。そして、高齢者施設では1,000人くらい暮らしているらしいのですけれども、朝からお酒を飲んでいる。ペットも飼うのだと。そして、個室で好きなものに囲まれて人間らしい生活をしていると。また、別の施設では認知症の方々がおしゃれをしながら、本当に楽しそうに暮らしていると。男性もおしゃれもし、そして服装にも気を使っているという、こんな講演がありました。もし会えればこの評論家の松原惇子さんにぜひ会ってお話を聞くなり、担当課長、副町長とでもオランダへ行って視察をして、北海道のこの羽幌から高齢者施策について発信してはどうかと思ってご披露をさせていただきました。

最後に、何点かあるのですけれども、時間の関係もありますけれども、その答え、町長どう考えますか。今私披露させていただきましたけれども、船本言うのはすごいなど、これはぜひ行かなければならないなという考えあるか、全然行く気はさらさらないというのか、ぜひひとつ一言お願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 奈井江町、それから音威子府村、それからオランダの件等をご披露いただきまして、大変参考にさせていただきたいと思っておりますが、奈井江町につきましては私ども先ほど道立病院のお話をしましたが、その時点でいろいろ情報といえますか、知り得たことは、町立病院ということで自前で管理できると、病院もサ高住もと。うちの場合、道立病院で道が管理している建物に町がサ高住で入った場合どういう管理が可能かといったときに大変複雑な、金銭的にも複雑な事情がございまして諦めた経緯があるのと、それから奈井江町には近隣の滝川、砂川と市が、人口密集地といい

ますか、人口が多いという状況の中で、管理しやすい建物をお持ちの中でベテランの町長がいらっしゃるといったことが一つのきっかけといたしますか、行動になったのではないかと。また、音威子府につきましても町村立の高等学校につきましても会長さんを務めるような大変立派な方で、経験も豊富でございますので、就任まだ2年目の私とは実力等全然違いますので、機会がありましたらというより機会がありますので、またお会いしたときにはその辺のことも聞きたいと思っております。

また、オランダにつきましてもちょっと遠過ぎますので、お許しをいただきたいと思っております。書物等で見かけたときには拝見したいと思っておりますけれども、そんなところでもよろしく願いいたします。

○議長（森 淳君） 質問時間が残り1分を切りました。若干の延長は認めますので、最後のまとめの質問にさせていただきたいと思っておりますので、お願いします。

4番、船本秀雄君。

○4番（船本秀雄君） 担当課長ともう少し議論をさせていただきたいことも何件かあったのですが、時間がないということでございますが、最後にさせていただきます。

町長も今期の折り返し地点になりました。この折り返しの2年でぜひサ高住をめどをつけていただいて、2期目で完成すると。そして、3期目ではさらなる高齢者の福祉政策を打ち出させていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。答弁は要りません。

○議長（森 淳君） これで4番、船本秀雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） これからの防災体制、減災対策について質問させていただきます。

今年は、熊本、鳥取地震、北海道の台風の上陸、阿蘇山噴火等、自然災害が多発した1年でありました。本町においても地震、津波、台風、豪雨、豪雪等、いつ何が起こるかわかりません。町民の生命、財産を守るため、日ごろより防災体制の整備、避難訓練の実施に取り組んでいくことが大変重要と考えていますので、以下の質問をします。

1番目、11月5日、当町も地震、津波の避難訓練を実施しましたが、その成果と課題は。また、災害の発生は四季折々、時間帯もいつ起こるかわからない中で、これからどのように生かしていくのか。

2番目、当町にも津波の避難困難地域や避難行動要支援者がいますが、どのような対

策をとっていくのか。

3番目、長期的な視点に立って、災害対策本部、避難場所、避難所の場所の設定や耐震化の取り組みの考え方は。

4番目、台風、豪雨、豪雪災害に対しても防災訓練を行ってはどうか。

以上、質問させていただきます。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の11月5日に実施した避難訓練の成果と課題、また今後どう生かすかについてであります。平成28年度羽幌町地震津波防災訓練は、内閣府及び北海道との共同により全国10カ所で行う訓練の一つとして、津波からの避難を主目的として実施したものであります。この訓練の成果といたしましては、津波避難の対象住民1,397人に対し、当日の避難者は137名、参加率9.81%であり、過去の同様な避難訓練の参加率が3.2%から8.6%であることを考えますと、訓練を実施いたしました基本的な考えでもあります住民一人一人の迅速かつ主体的な避難に基づく地域住民の防災意識の向上については、ある一定程度は図られたものと考えております。また、中央公民館にて全町民を対象に実施いたしました研修体験訓練では、約230の方が来場され、貴重な体験の場を提供することができましたことから、防災に対する知識の普及も図られたものと考えております。

また、本訓練における課題と今後どう生かすかについてであります。訓練へのさらなる参加を求めるためには、訓練の実施時期や周知の方法、さらには開始のサイレンが聞こえなかったなどの課題はあると考えておりますが、現在内閣府の委託事業者において訓練参加住民等によるアンケート調査の分析と訓練の評価などについてまとめているところであり、今後示される結果報告をもとに次年度以降に向けた課題解決への取り組みを検討してまいりたいと考えております。

2点目の津波の避難困難地域と避難行動要支援者への対策についてであります。本町における津波避難困難地域は、現状の津波浸水予想区域においては設定されておられません。しかしながら、歩行が困難である方や身体に障がいのある方など避難に配慮を要する者を考慮した場合にあっては、現実的な問題として避難困難地域は存在するものと考えております。このことから、今後北海道より新たな浸水想定区域が示された中で避難困難地域が存在する場合にあっては、津波避難ビルの指定や津波避難タワーの設置、さらには避難できないことを前提とした津波シェルターやライフジャケットの配置など、あらゆる方向性から検討してまいりたいと考えております。

また、避難行動要支援者への対策であります。本町には要介護認定3以上を受けている方や母子手帳の交付を受けている方など、みずから避難することが困難である避難行動要支援者は約350名おります。今後の対策といたしましては、まず対象者から消防や町内会などの関係者への情報提供をすることについての同意を得て、その後具体的

な支援策へと進めてまいりたいと考えておりますが、役場や消防などの職員一人一人も被災者となり得ることから、防災関係機関の機能が低下することも想定されるため、町内会や自主防災組織など地域の方々による個別の支援につなげてまいりたいと考えております。

3点目の長期的視点に立った災害対策本部や避難場所等の設定と耐震化への取り組みについてであります。まず本町における災害対策本部は、役場庁舎に設置することを基本とし、庁舎での設置が困難な場合にあつては中央公民館に設置することとしております。また、避難場所と避難所の設定については、一定の範囲内において緊急的な避難先が必要とのことで、町が所有する施設である集会所やグラウンドなどについては指定緊急避難場所として、中央公民館や学校などの一定程度の規模が確保できる施設を指定避難所として指定している状況にあります。しかしながら、災害対策本部となる役場庁舎にあつては、建築後46年が経過し、耐震化や老朽化の問題があり、また集会所の一部についても建築後数十年が経過し、庁舎と同様に老朽化等が著しい状況にあることから、公共施設全体として改築などの必要性があることも事実であります。このことから、公共施設の現状の把握とその適切な維持管理を行うとして、先月公共施設マネジメント計画を策定したところであり、今後においてはこの計画を基本として庁舎の改築など指定緊急避難場所及び指定避難所の設定を考え、あわせて大規模災害などにおける庁舎代替施設の使用協定についても検討してまいります。

なお、指定緊急避難場所である集会所などがこの計画に基づき解体した場合であっても、その場所が緊急的に難を逃れる場所として引き続き必要と判断する場合は、建物がなくてもその土地を指定緊急避難場所として指定するものとしております。

4点目の台風、豪雨、豪雪災害に対する防災訓練の実施についてであります。本町における防災訓練については、これまでは地震、津波からの避難訓練を中心に実施してきたところでありますが、ほかの災害を想定した訓練ということでは、昨年2回、土砂災害を想定した訓練を実施したところであります。1つは、住民を対象として自主防災組織を結成している町内会において、もう一つは防災関係機関の連携などを目的に焼尻島での災害を想定した中で、本町を初め留萌開発建設部、留萌振興局や留萌自衛隊など7つの機関による訓練を実施しているものであります。今後におきましても関係機関との連携のもと各種の災害を想定し、時期及び時間帯も考慮した中で効果的かつ効率的な訓練の実施を検討してまいりたいと考えております。

以上、村田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） それでは、再質問を答弁書になるべく沿って質問を進めていきたいと思いますが、いろいろ関連がありますので、多少前後することもあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

まず、1点目の本訓練の成果として答弁ありました。私もここの答弁にあるとおり、公民館に行って参加させてもらいましたが、大々的にやった訓練とあって意義が大きかったのかなと思っておりますが、課題として2点ほど思ったことがあります。先ほどの総務産業常任委員会の所管事務調査の中で、10月に安全、安心なまちづくりと役場庁舎建設の取り組みの中で行政視察に行ってまいりました。三重県の紀北町の視察のときに感じた部分で、この課題として参加率の部分であります。訓練のさらなる参加を求めためにはと書いて答弁してありますが、ここで今回もでしょうけれども、いつものか私はちょっとわかりませんが、避難訓練をするという、その実施をするという前段で、紀北町はまず各町内単位とか防災組織で講演会を開く。そして、その後その開いた後にタウンウォッチング、それから計画策定や図上訓練、そういうことを行った最後に防災訓練を実施して、そこでの評価、課題をしているという実例がありました。私は、そのときに11月に思ったのは、この参加率が約1割というのが多いのか、少ないのかということよりも、せつかくやる防災訓練少しでも意識の高揚を高めて参加率を上げて、みんなで防災の意識を高揚するためには防災訓練をしますということを一きなりでなくて、まず地域に入ってそういうことのお話とかそういう話し合いを持った中で、ある程度そういう意識を高めた中で訓練を実施するという形のやり方が効果があるのではないかと考えております。そこら辺をこれからの防災訓練に生かしてもらえないかどうか、それが1点目の質問です。

もう一つの課題が避難場所の中に総合体育館が今回川北地区にありました。ところが、消防団とかボランティアの、農協の女性部の方々がボランティアで行っていたのですが、お話を聞くと実は総合体育館には一人も避難者がいなかったのだと。では、自分たちせつかく消防団で行って、誘導の訓練とか避難者の人たちのお手伝いをするために向かったのですが、実際に一人も避難してこないものだから、そういうことの訓練にはならなかったというか、実際体験できなかったということがありました。ここら辺が2つ目の課題である避難場所の指定、設定、そういうところにおいて浜町、川北地区においては、津波に対しての避難場所として総合体育館はちょっとふさわしくないのかなということをおもいました。ここら辺を行政としてどう考えるか、この2点まず質問させていただきます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 村田議員の再質問についてご答弁を申し上げたいと思います。

1点目は、町内会単位での説明会などによって避難誘導参加率の向上ができるのでないかということと、それから避難所の指定について正しかったのかということの2点のことで答弁させていただきます。

まず、1点目の町内会単位の説明につきましては、私も昨年もしましたというお話も申し上げましたけれども、町内会単位でやった去年の土砂災害についてはやっぱりかなりの参加者、町内会で動くということでありましたし、今回は9%というのは少ないのかなという気もしました。それで、考えてみたところ町内会単位で顔を見ながらお話しするほうが直接どういう心配を持っているのか、またこちらとして何ができて、何ができないから自主的に避難してほしいのかというようなこともお話をしなければならぬというふうに感じていたところで、全く意見が一致すると言いますと語弊もありますけれども、どこまでできるのかは担当課とまだ煮詰めておりませんので、申し上げられませんけれども、そういったことも考慮したいというふうに思っております。

それから、2つ目の指定場所の正しいかにつきましては、先ほど答弁の中で申し上げました内閣府の委託業者でありますところの評価等も踏まえて、また再度そういったことも加味しながら検討に加えたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 今の答弁は、私にとっては前向きな答弁だったと受け取りまして、これからの防災訓練に生かしていただきたいと思っております。自主防災組織の部分に関しては、また後ほど質問させてもらいたいと思っております。

2番目の津波の避難困難地域と要支援者の答弁の中なのですけれども、避難困難地域の現状、ハザードマップでは確かに地域自体は羽幌町は設定はされていないのですけれども、羽幌町で23年に出したハザードマップ、これが私の中では非常にわかりづらくて、防災計画の中では最大の津波が4メートルだとなっているのですけれども、ハザードマップでは最大遡上高が4.4メートルと書いてある。では、海から来る津波はどれだけのものかということが私としては理解できません。

それと、防災計画の中に羽幌町で北西の沿岸部では4メートルの津波が早いときでは10分前後で到達するというのも防災計画の中に書いてあります。それでいきますと、ここでいきます影響開始時間、これはプラス・マイナス20センチと書いてあるのですけれども、それにしてもちょっと時間が合わないですし、先ほど言った紀北町なんかでいくと浸水深が30センチでもう避難できないのだと。そこに到達する時間帯が大事なのだということも言うていました経過からいきますと、道でこれから示されてきますそういうのを到達時間の猶予、今回訓練でも30分見ていましたけれども、実際にはもっと厳しいのかなということ踏まえて、わかりやすい、町民が見ても避難路もこういうところは整備していますよとかというのもきちんとつくったわかりやすいハザードマップにまずしていただきたいという、これは要望です。そういう意味で、私は津波困難区

域が羽幌町にもあるのではないかなということの中で、答弁の中にも指定していないけれども、あるのではないかとということで書いていますので、それと要支援者に対しての一番の減災をするという中でいきますと、答弁にうたわれている避難ビルの指定、それから避難タワーの設置というところで行きますと、川北地区で行きますとホテルぐらいしかないのかなと。それは、緊急避難場所として協定結んでいるということですので、あと津波のタワー、紀北町で現実に見てきましたけれども、1億という事業費でした。やっぱりそこら辺にいくと、またなかなか行政のこともありますし、難しいと思います。私の思いは、その要支援者をどう助けるかというところで行きますと、各地区に自主防災組織、自主防災会といったり、自主防災組織、これを育成を図って、支援して、そういう方々を地域で助けるのだという、そういう意識を高めていくということが非常に大事ではないかと思うのですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 村田議員の再質問にお答えします。

1つ目は、23年に出たマップについて正しいのかというようなことでご質問と思いますし、もう一つ目は町内のそういった要支援者に対する救助の育成を考えたらということでもよろしいですか。

1点目、防災マップについては、23年にやっという言葉もちょっと過激かと思いますが、出たのですけれども、その年に東北の震災5年前にありまして、下げたという言い方も確かどうかわかりませんが、作り直さなければならないということで、今年道のほうから浸水地域ですか、そういった指定もあらあら決まりましたということで、これからそれに手をつけたいというふうを考えておりますので、そういったことも含めまして先ほどの内閣府の委託業者、そういった関係も入れまして検討を担当課ですとしますので、足りない部分は担当課のほうで補足説明していただきたいと思います。

それから、町内会単位の育成ということでございますが、それはぜひとも必要だと思いますが、1つには最初の答弁の中でも申し上げましたとおり、役場職員だけでなく消防にしても職員も被災者となる可能性が非常に大きいということで、被災者になると来られないというような状況が始まると思います。ですから、訓練等で全員でやった訓練も足りないというような状況、あるいは車では逃げたらいけませんよと、道路が混乱しますというようなことと、それから車が途中でだめになって乗り捨てるとというようなことで道路を塞ぐと、いろんな状況も考えられて、その中で来られないというような状況もありますので、この辺は先ほどの委託業者の結果も踏まえながら方向性を見出して、ぜひともそういったこともしなければならぬかなと思いますが、一方では東北の震災のときにおばあちゃんが言っていた津波はてんでんこだと。これは見捨てれという意味ではございませんが、議員も質問の中でおっしゃっていたとおり、時間が非常に厳しい、そういった状況も考えられると思います。中央公民館の中で津波の速度は、速いのは時

速80キロですよと、遅くても40キロと。車で走ると変わらないと。それからまた、おっしゃいましたように30センチでも歩くのが大変になるというようなこともございますので、そういったことも含めてできるか、できないのか検討の中にぜひとも入れてみたいというふうには思っております。

あと、足りない部分は担当課のほうで答弁とさせていただきますので。

○議長（森 淳君） 総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいま町長の答弁の補足ではございませんが、私のほうからつけ足しをさせていただきたいと思っております。

再質問にありましたまず1点目のハザードマップと津波計画の津波の高さですとか時間ですとか、そういった部分の整合性という部分の指摘だと思っておりますけれども、本年2月に改定をいたしました新たな防災計画におきましても津波の高さにつきましては、市街地区については4.4メートル、それから到達予想時間は31分ということで設定をしておりますので、その旨ご理解をいただければと思っております。

それと、2点目の避難行動要支援者の部分につきましても、町といたしまして現状を把握して、それぞれ要支援者によりましてもどういった支援が必要かというのは個々に違いますので、そこら辺を見きわめながら、地域の協力をかりながら進めていくということで考えておりますことと、あと先ほど避難タワーですとか津波避難ビルのお話もございましたけれども、こちらにつきましては避難困難地域における建物の施策ということでございまして、物理的にどうしても津波到達時間よりも避難する時間のほうがかかってしまうという立地条件にあつては、こういうことも検討の材料として含めていかなければならないという思いでの回答ということでご理解をいただければと思っております。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 答弁はよく理解をいたします。一番気になるのは、そういうところでの自主防災組織、当町にも幾つかできているところもありますけれども、私の心配しているところではまだできていない。そして、今そういうところもそういうことも含めて取り進めていきたいということでありますので、そこら辺は地域に入って、町内会長さんなり、役員さん方と協議をして、少しでも早くそういう組織なりを立ち上げて、育成していくということが要支援者の私の言う減災という部分では大きい意義があるのではないかなと思うので、力強く取り進めてもらいたいと思っております。

次、3番目に移りたいと思っております。また今度先ほどのもう一回このハザードマップの部分でのお願いが1つ。それは、緊急避難場所がたくさん載って、グラウンドとか載っているのですが、港町、それから幸町のあたりまでの間に緊急の避難場所が近くに実はありません。これは、津波だけの部分でいけばいいかもしれませんが、地震、いろんな部分があったときに、自分の家が壊れたらどこか逃げるといったときにも、そこら辺は余りにも近くにないのかなということで、私の思いとしては民間の駐車場なり、ちょっと広いところがあればそういうところと協定を結んで、そういう場所も、

要は公の用地ばかりが緊急避難場所にする必要はないという私の考え方から先ほど言いました新しくハザードマップ、浸水マップつくるときにはそういうのも考慮にまず入れてもらいたいというのが1点なのと、それからここの中では耐震化の部分で一番考えるのは庁舎、それから消防署、大きな避難所となる公民館等は、公共施設としても大きな役割も果たしていますし、それからこういう災害のときにも大きな役割を果たします。そういう中で、11月に公共マネジメント計画ができましたけれども、そのとき答弁の中でそういう各課にまたがるような建物に対しては、そういうのを調整する係みみたいなものをつくって取り進めていくという答弁もありました。私は、防災、減災という観点からいきますと、そういう部分はこの公共施設マネジメントでうたっている年数とは別に、危機感を持った中で一年でも早くそういう調整するところをつくって、前倒ししてやれるのであればやっていくのだという意気込みが必要ではないかと思うのですけれども、その2点について質問させていただきます。

○議長（森 淳君） 総務課長、飯作昌巳君。

○総務課長（飯作昌巳君） ただいまの避難場所の設定の部分について私のほうからお答えをさせていただきます。

現状の緊急避難場所の設定という部分で、地域によっては足りないところもあるのかなというご指摘だと思います。具体的に今までの考え方といたしましては、町が管理する公共施設の部分ということでございます。今村田議員のほうから民間の場所も可能ではないかということもございますので、これについてはそれこそいつ何どき災害起こるか分からないという状況の中で、例えば除雪がされていなくてとか何か物があってということで、民間の場合ですと管理者の方々との連絡調整という部分も正直出てくるのかなというところがございますので、全くしないということではありませんけれども、これはひとつこれからに向かっての検討材料ということで捉えさせていただきたいと思えます。

それと、ちょっと補足ですけれども、これから道の津波浸水区域の指定が完了しましたら新たなハザードマップということを考えてはおりますけれども、まずそこら辺の設定に当たりましては現在ある羽幌町地域防災計画、これに緊急避難場所ですとかそういったものを盛ってからの反映ということになりますので、そこら辺についてもご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それでは、村田議員の2点目の庁舎あるいは公共施設マネジメントの関係の避難所になるような建物は、前倒しででもやったほうがいいのではないかと、どう考えるのだということだと思いますので、それで答弁をさせていただきます。

まず、庁舎につきましては、大変大きな買い物になるというようなことで、先ほどの話にもございましたが、現在1期目の2年を折り返しで過ぎたばかりで、私の立候補の公約にもそういった高額のものを上げておりませんし、また現実的に上げていないから

しないということではなくて、そういった段取りについても大変難しいなと感じているところがございます。また、消防庁舎につきましては、耐震化に向けて話を進めておりましたが、庁舎もやる、消防庁舎もということになると、くっつけたほうがお互い関連して、議員おっしゃるように防災、減災の立場では協力してやる立場ですから、そういった方向もということで両方とも今棚上げ状態でございます。

また、前倒しで避難所等もということでございますが、そういうことにならないように議員おっしゃるような防災や減災も含めた中で公共マネジメント計画というものを踏まえてやっていくというのが財務課のほうの考えで、それについては議員ご存じのとおりそういった担当部署もつくってということでございますので、早急にとということでございましたが、順次頭の隅っこには必ず入れておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 1 番、村田定人君。

○1 番（村田定人君） 今町長の答弁にありました公共施設の部分に関しては、財政事情、もろもろのことも理解はしております。すぐ取りかかってということも無理だと思いますけれども、考え方としてその年度よりも一年でも二年でも早くやれるような、そういうことでお願いだけしておきたいと思っております。

では、4 番目に移らせていただきます。私は、自分は農業やっていますけれども、ゲリラ豪雨というのですか、それから台風、ここら辺に関しては一番の自分の職業としての中での災害という部分では非常に大きく関心がありまして、よく羽幌川も樋門を閉めなければならないということもあります。そうすると、閉めるタイミング、これも管理者がずっと同じであればいいのですけれども、管理者もかわったりもします。それでいくと、いつ何どき閉めたらいいのかということの把握もできない、できていないということもあります。

それから、樋門を閉めますと、羽幌町の川が氾濫しなくても、閉めたところから間違はなく浸水は始まります。これは、あつという間に水田なんか簡単に埋まってしまう。埋まった時間が長ければ長いほど災害が大きくなって、作物はだめになるという状況が今までも私は経験しておりますが、そういう中でいきますと樋門を閉めるタイミング、それから樋門を閉めた後の対処、こういうのは、毎年やってくださいとは言いません。10年に1遍でもいいですから避難訓練というか、そういうものを考えて、現地の人たちが何かあったときにやれる、そういうのがあればなという思いであります。

それから、豪雪に関して、何年か前に網走のほうで亡くなった方がおられたり、羽幌町でもそういう吹きさらしになるような場所も実際にごございます。そういう中で、このごろの車はカーナビがすごく普及しまして、国道が通行どめになったら違う迂回路を示したり、そのナビを見て、ここに道路あるではないかと、そういうことでほかのところに入っていつてしまつてストップするということが聞いております。そういう中でいきますと、開発、道、町、連携した中でそういうことにならないような通行どめの対策で

すとか、それから車中泊、これは地震にときにもエコノミー症候群なんていう言葉もあって、長い間車の中で寝泊まりすると大変だという部分、そういうのも体験してみないとわからないと思うのです。だから、吹雪で車がとまって、エンジンかけないでどうやって自分たち生き残るかということも体験してみて、それをこうやったら少しでも減災につながるのだという、そういう部分の防災訓練を毎年とは言いません。ある程度の間隔でとり行ってはどうかなという思いでここに質問させていただきましたので、ひとつ考え方とか見解、答弁よろしくをお願いします。

○議長（森 淳君） 制限時間があと1分程度ですので、答弁終わって、延長も認めますけれども、次の質問あればまとめの質問にしてください。お願いします。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 台風、豪雨等につきまして、職業柄樋門を閉めるタイミングについて訓練できないかということと、それから開建との連携というようなことでよろしかったかと思えますけれども、まず樋門については、当然そういったことも非常に下流部分に影響を与えることをございますので、防災の関係の総務課だけではなくて、農林水産課とも協議、両方の協議の中で、また関係部署であります農協ですとか土地改良区などとも協議いたしまして、どういう段階でどういうふうなものができるのかということとは検討させていただきたいと思えます。

それから、開建とのそういった迂回路等についてですが、そのことについては既に昨年の災害のときにも各町村に開建から職員を派遣していただいて、リエゾンという片仮名の名前で、開建の職員が連絡係として、連絡係と言うとちょっと言葉は語弊あるのですけれども、そういう関係で出向してきていただいて、どういうふうな見通しかというようなことも連絡を受けたりしておりますし、全然ないわけでもございませんので、議員おっしゃるようなことが今後起きないような、そういった連携も踏まえていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 時間も超えたので、最後に私の思いだけ伝えて締めたいと思えます。

友人に熊本の人がいまして、もう大変で、きのう電話したのですけれども、まだ2日、3日に震度2、3の地震が来ると。本当に生きた心地がしないということを言っていました。私もそんなに地震の部分では経験はないのですけれども、町民の命を守るという部分での防災体制、減災の施策というのは、非常に大きな部分があると思えますので、町長にこれから今日私もお話ししました、町長の答弁もありましたそういうのを力強く進めていただきたいと思ひまして、この思いを込めまして、質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。

○議長（森 淳君） 昼食のため暫時休憩します。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 就学援助の拡充、見直しについて質問をいたします。

就学援助制度について羽幌町のホームページでは、小中学生のいる家庭で経済的な理由により学校へ納入する学用品費や給食費などの支払いも困難であると認められる保護者に対して、給食費や学用品費などを援助する制度とあります。これは、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならないとされていることに基づき実施されています。実施に当たっては、生活保護法に規定される要保護者と市町村教育委員会が生活保護法に規定される要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者が対象者となり、羽幌町でも学用品費や通学用品費、学校給食費など8品目を補助対象に掲げています。けれども、国では、平成22年にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目も補助対象品目に加えましたが、羽幌町では今も補助対象品目が拡大されていません。義務教育をひとしく受ける権利の観点からも既に拡大実施されている自治体との格差はあってはならないと考えます。よって、就学援助制度にかかわり、以下質問をいたします。

（1）、羽幌町内の小中学校における要保護、準要保護の実態について世帯数や児童・生徒数、割合、収入の目安などの認定基準はどうなっているのでしょうか。

（2）、国が補助対象項目に加えた3項目を拡充してこなかった理由と今後の対応はどうしていくのでしょうか。

（3）、就学援助費支給要綱によると、小中学校の1学年に支給される新入学児童・生徒用学用品費が6月支給となっていますが、入学前の支給となるよう支給時期の見直しを検討すべきと考えますが、どうでしょうか。

2つ目のテーマですが、地産地消、食育推進の現状と課題について伺います。国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊急な課題となっているとして平成17年に制定された食育基本法では、国、地方公共団体、教育関係者や農林漁業者、食品関連事業者、国民など、まさに全国民がそれぞれの立場で食育の推進に寄与するよう責務が述べられています。羽幌町では、平成24年に羽幌町地産地消・食育推進計画が策定され、この計画策定を契機に羽幌町の地産地消、食育についてさらなる推進を図っていくとし、ライフステージ、生活シーン、地産地消をテーマとした食育活動など多岐にわたった推進計画が示されました。計画策定から5

年目を迎え、地産地消、食育推進状況はどうか、その検討や評価などについてお答えください。

また、羽幌町内で給食業務が実施されている町有施設、特に学校給食や特別養護老人ホームなどでの給食食材で地場農水産物の活用の状況や今後への取り組みについて見解を伺います。

以上です。

○議長（森 淳君） 最初に、教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 金木議員のご質問にお答えいたします。

なお、2件目につきましては、私の答弁の後、町長からご答弁を申し上げます。

それでは、1件目、就学援助の拡充、見直しについてお答えいたします。1点目の要保護、準要保護の実態についてであります。世帯数及び児童・生徒数については、11月末日現在で59世帯89名であり、過去3年間の状況を見ましても毎年60世帯90名前後が認定となっている状況でございます。認定の割合といたしましては、要保護者については小学校児童数310人の0.4%、中学校生徒数184人の1.6%であり、準要保護者については小学校では14.8%、中学校では20.7%となっております。

また、認定の基準であります。小学校、または中学校に在学する児童・生徒は、生徒の保護者のうち生活保護法に規定される要保護者、要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度、または当該年度において生活保護法に基づく保護の停止、または廃止、地方税法の規定による市町村民税非課税、または市町村民税の減免、または個人の事業税の減免、または固定資産税の減免、国民年金法の規定による掛金の免除、国民健康保険法の規定による保険料の減免、または徴収の猶予、児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給、生活福祉資金貸付制度による貸し付け、失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者、または職業安定所登録日雇い労働者に該当する者、これら以外に教育長が特に援助が必要と認める者の一つといたしまして所得基準に該当している者ということになっております。なお、所得基準における収入の目安であります。小学生、中学生、保護者の年齢などによって積算項目の基準額に違いがあることから一律ではありませんが、おおむね小学校児童2名、40歳代の保護者2名の4人家族であって、保護者1名の給与収入とした場合に世帯の所得基準額は約208万円となり、収入額の目安としては約320万円となります。

2点目の国が補助対象項目に加えた3項目を拡充してこなかった理由と今後の対応についてであります。平成22年の改正により国の要保護児童・生徒援助費補助金の対象経費にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加わりましたが、国庫補助の対象となるのは要保護世帯のみであり、就学援助の大半を占める準要保護世帯については市町村の単独事業となるため、本町独自の準要保護者に対する基準といたしましては、学用品や通学用品、学校給食費などについて援助している現状が妥当なものとして認識してい

たところでございます。しかしながら、管内の状況等を踏まえ改めて検討をいたしまして、平成29年度よりクラブ活動費、生徒会費及びPTA会費を新たに対象経費に加えるものとしたところであります。

3点目の新入学児童・生徒用学用品費の支給時期の見直しについてであります。羽幌町要保護及び準要保護児童・生徒の就学援助費支給要綱においては、小学校、または中学校の各学年に在学する年度内の支給として、それぞれの対象経費における支給方法や支給時期を定めております。手続といたしましては、就学確定後に学校を通じて周知文書及び申請書を配付し、申請書及び承諾書の回収、各関係課における認定基準の確認を行った後、認定及び不認定の決定を行っております。事務に要する時間の関係から現在の支給時期になっております。しかしながら、小学校の修学旅行費については、5月の修学旅行前に支給している経緯もありますことから、事務処理上の問題を整理をし、支給時期の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 次に、町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 続きまして、私から金木議員のご質問2件目、地産地消、食育推進の現状と課題についてお答えをいたします。

地産地消・食育推進計画については、食育基本法の基本理念にのっとり、今後における地産地消と食育の推進を盛り上げようと平成24年に留萌振興局の呼びかけにより管内8市町村それぞれが策定し、本町といたしましても地域の食材を地域の皆様に食べていただき、さらには食育の推進にも寄与できるとして策定したものであります。

また、平成22年にはこの計画策定に先立ち、留萌振興局において留萌地域地産地消・食育推進会議が立ち上げられ、平成24年度にはこの推進会議の事業として管内の各学校給食に留萌管内産の食材を提供しており、本町においてはイサバヤ食堂のタコザンギとダイマル乳品のアイスクリームが提供されたものであります。この事業は、留萌振興局の補助を活用した単年度事業でありましたが、ダイマル乳品のアイスクリームについては今後も本町の学校給食において提供されております。

また、ライフステージごとの食育活動といたしましては、乳幼児期には乳幼児健診時における栄養指導を年24回、離乳食時期には離乳食教室を年4回、育児教室時に手づくりおやつなどの提供や親子クッキングを年24回、学校教育期には親子の食育教室を年1回、子育て期には妊婦栄養訪問を年15回程度、中年期には女性を対象としたヘルシークッキング教室を年1回、高齢期には男性を対象とした料理教室をそれぞれ開催し、食育を広める活動をしております。

そのほかといたしましても、食生活改善運動に対する協力や老人クラブや健康サークルに対する栄養講話や調理実習を年5回程度開催しており、さらには広報紙においても食育に係る取り組みを年数回掲載しております。なお、これらの料理教室などに使用する食材は、羽幌産のものをできるだけ取り入れているところであります。

また、特別養護老人ホームしあわせ荘におきましては、羽幌町社会福祉協議会が指定管理者として運営しておりますことから現在の状況を確認いたしましたところ、米及びみそについては羽幌産を使用しておりますが、その他の食材については、全て地元からの購入ではあるものの必要な食材をそろえることから羽幌産に限定しているわけではなく、このほか善意により年間数回提供される羽幌産の長芋やあっちゃんみそなど、農産物を有効に活用している状況にあります。

学校給食については、平成18年より羽幌産米を使用し、地元のおいしいお米を児童・生徒が食しているところであり、旬の時期におけるアスパラ、トマト、ズッキーニの野菜については100%羽幌産を使用しております。また、恒常的に使用するニンジン、大根、キャベツ、ジャガイモ、白菜などについては、生産期は羽幌産を優先に使用しており、その他の野菜については生産量の関係から一部のみを使用となっております。また、海産物につきましては、時期やロットの問題などクリアしなければならない課題があり、以前はエビのむき身について漁協の協力をいただきながら提供していたところがありますが、コストの問題などにより現在は使用していない状況にあります。しかしながら、現在では先進冷凍技術を導入した民間企業もありますことから、その具体的な活用方法として給食の食材のストックに活用できないかということを検討しているところであり、このことが軌道に乗りましたら、学校給食において地元の海産物が計画的に供給できるものと考えておりますことから、関係者と協議いたしてまいりたいと考えております。

以上のように本町は農産物、海産物をあわせ食材の宝庫でありますことから、これらを活用し、可能なものから取り入れ、学校給食や食育活動に生かしているところでありますが、今後におきましてはさらなる地産地消と食育の推進を図るため、現在取り組んでおりますことを着実に推し進めるとともに、これまで提供できなかった地元の海産物などすばらしい食材のさらなる活用を検討し、地道な活動の中でも着実に前進していけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、再質問に入らせていただきます。

就学援助制度において国ではその補助対象項目を広げていたということは、私も認識はしておりました。当然羽幌町においても拡充されているものとばかり勝手に思い込んでいたわけでありましたけれども、今年の夏、留萌教育局、また札幌の道教委と話をする機会がありまして、その中で羽幌町を初めまだ留萌管内でも実施していないという自治体があるということをお聞きしました。その後、夏以降何とか質問をしたいと思って準備をできていたわけでありまして、就学援助制度の実態についてこれまでなかなか知る機会がなかったということもあります。要保護、準要保護を合わせると、小

学生の15.2%、中学生の22.3%という数字になるかと思います。小学生では六、七人に1人、中学生では四、五人に1人が就学援助を受けているということになります。全国平均はどうか、全道平均はどうか、全国、全道と比べて羽幌町はどんな状況なのか、そこまでわかっていれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

就学援助の全道と留萌管内、それから羽幌町の状況について持ち合わせがありますので、お答えいたします。小学校の全道の率につきましては3.4%、中学校の全道は4.4%、それから留萌管内では小学校が1.7%、中学校が2.4%であります。準要保護につきましては、小学校では全道18.7%、中学校が20.5%、留萌管内では小学校13.8%、中学校では14.3%ということでありまして、ちなみに、全国では15%超ということになっておりまして、全体まとめますと全道の率が小学校、中学校合わせて23.1%、留萌管内では15.9%、そして羽幌町では18%ということでございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 全道と比べると、羽幌はちょっと高いということになるのでしょうか。ちょっと低い、失礼いたしました。

でも、中学校で四、五人に1人ということを考えますと、私としては予想以上に多いなという印象を受けました。次年度、来年の29年度からは、新たな3項目についても対象経費に加えるというお答えですので、大変喜ばしいところではありますけれども、なぜもっと早くできなかったのかなという思いが率直にあります。答弁の中では、要保護世帯へは国庫補助の対象となっているけれども、準要保護世帯は市町村の単独事業だからということでありまして。ただ、単独事業だからといっても国からの税源移譲であったり、地方財政措置、交付税措置がされての単独事業だと思うのですが、そういう認識で間違いはないですか。確認させていただきたいと思いますが。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） ただいまの認識で間違いございません。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ということであれば、全額ではないのかもしれませんが、ある程度は国からのそういう交付税措置もされている制度だということであれば、もうちょっと積極的に、もうちょっと早い段階で決断してもらいたかったなという思いが率直にあります。

新入学用品の支給時期の見直しについてでありますけれども、事務処理上の課題を整理し、検討していきたいということでもありますから、ぜひ実施に向けて検討を期待するところではありますが、この部分の支給時期について道教委側からの働きかけというのか、指導、助言というものは、この点について何か助言は受けているということは

ないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 道教委からの支給時期についての指導等についてはございません。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ということなのか、それが事実かどうか、私のほうでは今年9月30日付で道教委のほうで、これはホームページなのか、文書なのかはちょっとわからないのですが、就学援助事業を充実するためというタイトルで、認定支給時期は適切ですかとクエスチョンマーク、（1）、（2）、（3）と何項目かあるのですが、その中で児童・生徒が援助を必要とする時期（新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費）に速やかに給与することができるよう十分配慮する必要がありますという文書を見つけたのですが、これは私もどこのどういう文書なのかわからないのですが、道教委からだという情報なのですが、そういうことはないのでしょうか。見たことはなかったのかどうか再度お聞きしたいと。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

ただいまのお話は、今年度の9月30日付で道教委のほうから来ている文書だというふうに思います。就学援助の実施についてということで、その中で援助の時期について配慮をする必要があるということで記載はされているところでございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 実施するかどうかは確かに自治体側が検討し、決定することなので、道教委だからといって強制することはできないのだらうと思いますが、こうした文書、働きかけ、助言の文書を見つけているのであれば、それなりの検討をしていただきかったという思いがあります。

今回の答弁では検討していきたいということですから、ぜひそれが前向きにもう一步、二歩進む形で期待をするところではありますけれども、前倒し支給分については、入学前にするのか、入学後にするのかということの違いでありまして、かかる費用が別にふえるというわけではないと私は思います。小学校に入学することになればランドセルが必要でありますし、中学校へ入学することになれば制服が新たに必要になります。それなりの金額も張るものでありますから、困窮世帯、または非常に厳しい財政状況にある家庭については、その支給の時期について適切に判断をしていただきたいと思っております。

先日担当課、教育委員会に赴きまして、前倒し支給を実施している自治体ということで東京都の八王子市のことを申し上げました。ある程度は調査されたかもしれませんが、その後道内でも苫小牧市や、きのうですか、稚内市でも前倒し支給を決めたり、また支給に向けての検討をするというふうに報道もされています。ぜひ羽幌町でも前向きに検

討していただきたいと思いますが、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 支給時期についてでございますが、先ほども事務処理上の部分から現在の支給時期になっているわけございまして、それを課題を整理をいたしまして、見直しをしてまいりたいというふうにご答弁申し上げました。就学前の支給ということになりますと、3月というのは異動の時期というのかなりあるものですから、そういう意味では就学確定前にそれを実施するというのは非常に困難かなというのが一つございます。就学確定したところからどの程度前倒しにできるのかという部分は、事務処理上の問題として検討してまいりたいというふうにご答弁しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 年度のちょうど変わり目になりますから、確かに予算的な措置の仕方、3月であれば前年度ですし、4月以降は新年度ということで、そういった事務的な手続上は確かに問題あると思うのです。八王子の例でいえば、従来からある就学援助制度ではやはり難しいので、別仕立てでこういう制度をつくったと。入学前援助制度というものを市独自でつくって、その分は当然入学後には差っ引かれて就学援助費ということになるのだろうと思いますけれども、そういったことも含めて柔軟な方法というか、一歩進んだやり方だなと私は思います。これが完全にいかどうかは当然研究する必要がありますけれども、ただ年度がわりでちょっと微妙だということであれば、それなりの方法とかやり方というのをひとつまた検討できるのではないかなと思いますけれども、もう一度答弁をいただければお願いします。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 先ほども申しましたけれども、入学確定をしていないということになりますと異動で入学しないということもあり得ますので、入学確定した後となりますと必ず4月になるということでございますので、そこら辺はご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 答弁ということではそういうことで承っておきます。ぜひともさらに進んだ方法、支給方法ということで検討をお願いしたいと思います。

次に、地産地消、食育に関連しての質問をいたします。町内で展開されている食育推進事業や地元産の農産水産物食材の利用状況について、答弁では大変詳しいお答えをいただきました。思っていた以上に活発に取り組まれていたというふうに認識をいたしました。

地産地消・食育推進計画には家庭や学校、地域といったさまざまな場において一人一人が食と健康の大切さを自覚するとともに、健全な食生活を維持することで健康な体と豊かな人格を育むといった計画の趣旨や狙いが述べられており、答弁の中でも地域の食

材を地域の皆様に食べていただき、さらには食育の推進にも寄与できるとして策定したと答えています。そうであれば、どのくらいの地域食材が地域で消費されたか、どのくらい食育が推進されてきているのかということ判断できるような指標や目標といったものは必要ないのでしょうか。単に趣旨や狙いを掲げて、取り組むべきメニューを列挙した計画ということなのか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

おっしゃるとおり計画の表立てについては、そのような状況になってございます。答弁の中でも町が関与しているといいますか、そういう部分については把握をしているところでありますので、ご答弁を申し上げたところでありますけれども、いわゆる民間、例えばですけれども、それぞれの食堂さんがどのような食材を使っているとか、そういうところは把握をしていないというところでもございますし、そこを調査するというのもなかなか難しい問題があるかということで現在、これは留萌振興局の事業でありますけれども、その留萌振興局が地域の食材を使っているということで認証マークを提供いたしたりですとか、そういう事業をしているところでありますので、それらにのっかると言ったら語弊ありますけれども、調査といってもそういう指標とかない中で調査がなかなか難しいということで、現在は留萌振興局のそういう事業と連携をしながら、地域でどの程度食材が使用されているかということその事業の中で把握をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 確かに具体的にそういう目標とか、数字上ははっきりと出すというのは大変難しいのだと思うのですが、例えば学校給食などではかなりいろんな食材が使われているという答弁も出されています。ですから、全体の給食食材費の中に占める地元産の食材は今幾らぐらいなのか、何%ぐらいなのかというような統計を例えば一年一年統計なりをして、確かに徐々にふえてきているとか、そういったような見方というのもできるのではないかなど。非常に数字が細かくなって大変な作業になるのかもしませんが、これをただ単にこうやります、ああやりますという目標を掲げた計画だけに終わらせないで、それをきちんと実のある計画ということに持っていくためにも可能なところ、可能な部分ではそういった目標設定なり、数値的な推移というものも掲げながら進めていくということが必要ではないのかなと思いますが、そういう考えについてはいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

金木議員おっしゃるとおり、このような統計の数字をつかまえることによって、それこそ現在の状況が把握できるということにもつながるかと思っておりますので、例えば学校給食に関しましては教育委員会の協力を得て、あと特別養護老人ホームであれば社会福祉

協議会の協力を得て、そのようなことで統計的にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ぜひそういうことでございますので、期待したいと思います。

学校給食については、先ほど申し上げましたが、かなり地域の食材が進んでいるという印象です。同じ町有施設でも特別養護老人ホームやサンセットプラザということになりますと、指定管理の施設でもありますので、地元産の利用は少ない感じは受けまされども、かといって民間が運営している施設ということであって強くも言えないのかなという状況もわかるわけでありまされども、また海産物の利用もまだまだ余り活発とは言えないのかなと思います。コストの問題もあるというふうに答えられていますけれども、この辺は強く言えないにしても働きかけというのでしょうか、要請というのか、そういったようなことはできるのではないかなと思いますが、実際地元の食材についての活用ということでこれまで話し合ったり、働きかけたりということはなかったのかどうか、その辺の状況をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 農林水産課長、鈴木繁君。

○農林水産課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

例えばサンセットプラザはぼろですとか、そういう具体的な施設に対して要請というようなことはしておりません。ただ、町内の全体の中でいろんな機会を捉えて、そういうようなお話はしたことはございます。

あと、例えば給食等におきましてもそれぞれが羽幌の例えば海産物を使いたいという意向はあるにしても、先ほども申しましたけれども、これは学校給食に限らず、時期の問題ですとか、あと量がとれる、とれないですとかそういうもろもろの問題がございまして、なかなかそこ、そこに対応したニーズに答えられていないという状況があったのは事実でございます。そういったことも含めて、先ほどご答弁申し上げましたとおり、冷凍技術ですとかそういうものを活用できて、安定的に供給ができればというようなことで現在検討している最中ですということでもあります。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今の学校給食の部分についてちょっと補足申し上げます。

学校給食では、最初の答弁で申し上げましたとおり、漁協の協力を得てむき身のエビを使った時期がございしますが、今課長から答弁ありましたように漁、不漁があります。それから、学校給食の設備自体が生ものを扱う設備にはなっておらないので、組合等でそういうものを調理していただかないと、そういったものを買わないと扱えないという現状がございまして、それで先ほどの答弁のように急速冷凍のものができて、ストックされて、それで今日は例えば3キロ欲しい、明日は1キロ欲しいといったばらばらの用途というか、そういう数量に対応できるような状況になってくればということで、そういったところを今課長が申し上げました協議が必要だろうということでございますので、

ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そういうことでは理解をしたいと思ひますが、やはり指定管理者、学校給食を含めてですが、地元の食材を利用しやすくなるような対策を講じていく必要があるのではないかと。言うまでもないですが、こういった使用が高まれば農業や漁業の振興の一助にもなる。そんな莫大な売り上げにはならないのかもしれませんが、確かに振興の一助にもなりますし、それぞれの施設、ホテルであればホテルの利用者、宿泊者に羽幌町のPRにも当然結びついてくることでもありますので、コストの問題でも先ほどから出ていますけれども、この問題でも思い切った支援を講じて、差額分を町が持つだとか、差額分というのはほかの食材と羽幌町産の食材との差額分を町で負担するといったようなことも大胆に考えながら、地元食材の活用が広まっていくようにぜひとも検討をお願いしたいなと思ひますけれども、最後町長ぜひお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 大胆な施策を考えてくれということでございますので、これは財政の専門家の課長と相談いたしまして、できる限りの善処はしたいというふうには思っておりますけれども、いかんせんホテルなんかの場合につきましては営利企業でございますので、その辺は非常に難しい部分も大きくあるかなと思ひます。

我が家のことで大変申しわけないですけれども、100%はいきませんけれども、ない時期については町外からのものを食べたり、買ったり、売ったりしておりますけれども、時期的なものについてはほぼ100%使わせていただいておりますので、そういった形で町中の食堂であるとかホテルであるとか学校給食とか、そういうふうな形の中で進める方向というものは当然考えなければならないというふうに自分も思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時42分）